

令和6年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(地域密着型特別養護老人ホーム)
公募要項

令和6年8月
三股町高齢者支援課介護高齢者係

1 公募の目的

三股町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスの整備を行う観点から、令和7年度整備予定の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）について、サービス提供事業者を指定するために選定するものです。

希望される法人（法人を設立しようとする者を含む。）におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

2 公募対象施設

（1）応募床数

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	29床×1施設
--	---------

（2）併設事業所

他の介護保険関係事業所の併設については、任意とします。

（3）整備圏域

建設地については、圏域等の指定は行いませんが、地域密着型サービス事業所として、各圏域の立地バランスを考慮する必要があることから、他の介護老人福祉施設の立地状況を確認の上、特に整備の必要性が高いと考えられる圏域の整備について、ご検討をお願いします。

（4）施設形態

ア 原則、全室個室のユニット型とします。（ショートステイを併設する場合も同様。ショートステイは特別養護老人ホームの定員以下となっています。）1ユニットの定員は原則10人以下で15人を超えないものとします。

イ 単独設置、本体施設のあるサテライト型を問いません。

なお、サテライト型について、本体施設は「サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、介護医療院又は病院若しくは診療所」に限定されています。また、本体施設とサテライト型施設の距離は通常の利用手段を利用して、概ね20分以内で移動できる範囲内としています。

（5）整備年度

今回の公募は、令和7年度事業です。原則、令和7年度中に整備事業を完了するものとします。

3 応募者の資格要件（以下の全ての条件を満たすこと）

- （1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- （2）新たに社会福祉法人の設立を予定している者にあつては、応募書類提出時に社会福祉法人設立準備委員会が発足され、社会福祉法人設立所管課と設立に関する協議を行っている場合に限り設立認可を受け設立登記が完了していること

- (3) 整備事業（地域密着型サービス）の運営を直接行う事業者であること。（サービスの委託は、認めません。）
- (4) 社会福祉法第72条、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第6項の各号に該当しないこと
- (5) 法人の代表者及び役員が、三股町暴力団排除条例（平成23年町条例第18号）に規定する暴力団員等ではないこと。
- (6) 法人及び法人代表者が、国税、都道府県税及び市町村税（市税・法人税並びに消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- (7) 平成29年4月以降、改善命令等の行政処分を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、町から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく厚生又は再生手続き開始の決定を受けていないこと。

4 応募要件

「3 応募者の資格要件」を満たした上で、下記の条件の下、書類の提出をお願いします。

(1) 事前協議について

ア 受付期間 令和6年8月1日（木）から同年8月30日（金）まで ※土日祝を除く。

イ 協議方法 整備を検討している法人は、必ず上記の期間内において事前協議申込書（共通様式）を高齢者支援課へ提出し、日程を調整した上で協議を行ってください。

なお、事前協議を行っていない場合は、応募申込書の受付はできませんので必ず事前協議を経た上で応募を行ってください。

ウ 提出方法 高齢者支援課への直接持参又はメールで送信してください。

※メールの送付件名は「公募事前協議申込書」としてください。

(2) 整備計画について

施設整備計画、事業計画の策定にあたっては、設備及び運営に関する基準を満たすことはもとより、ユニットケア、介護保険法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を確認し、関係部署・機関と十分打合せを行ったうえで応募してください。（併設施設についても同様とします。）

町では、三股町脱炭素化推進事業を実施しており、再生可能エネルギーの導入等脱酸素の取組を推奨しています。

(3) 整備予定地について

ア 整備予定地は事業者が確保すること。（応募時において確保する必要はありませんが、売買確約書等により事業予定地が確保されていること）

イ 整備予定地は原則法人が所有権を有するか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとするが、それによりがたい場合、民間から貸与を受け特別養護老人ホームを設置しても差し支えない。ただし、地上権または賃借権の設置・登記を行い、賃料に関しては無料または極力低額が望ましいこと。

ウ 都市計画法、農地法（昭和27年法律第229号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の許認可が確実に得られること。（応募前に必ず各担当部署の窓口で特別養護老人ホームの整備に際し必要となる手続の確認を行い、【様式7：関係機関等との協議内容報告書】で報告してください。）

エ 災害（土砂・がけ崩れ・洪水・津波等）に関する安全性が確保されていること。

オ 抵当権などの所有権を制限する権利が設定されていないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。ただし、すでに整備予定地を自己所有している場合で当該施設を建設するために設定する抵当権を除きます。

カ 整備予定地の隣接地権者、町内会等の地域住民に対して説明等の必要な対応を行い、施設建設が円滑に進められる見込があること。（様式8：事業所開設に係る説明会等実施報告書で報告してください。）

（4）資産計画について

ア 施設整備に係る資金（土地取得資金、土地造成費、施設整備費、設計管理費、設備整備費等）については、全額自己資金が望ましいですが、借入れを予定している場合はその資金における10分の1以上は自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。

イ 運転資金は、施設の運営収入が確保されるまでの資金として、全額自己資金が望ましいですが借入れを予定している場合、年間事業の12分の2以上は自己資金を確保すること。なお、銀行からの借入れは自己資金とみなしません。

※地域密着型特別養護老人ホームの整備にあたり、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関から融資を受けることができます。詳細は、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

（5）社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

入所者の負担額について、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」の軽減措置を施設開設時から実施する予定であること。

5 補助制度について

・補助金を活用した助成制度があります。補助金の申請は令和7年度ですが、補助金の決定を保障するものではありません。補助がない場合があることを踏まえて資金計画を策定してください。

・補助を受けるためには、公募への応募とは別に交付申請、実績報告等の手続が必要となり、関係書類を別途提出していただきます。併設施設で、両施設とも町の補助金を活用する場合は、それぞれの施設ごとに補助協議書を提出してください。

・町の補助は、県の補助金を財源として実施するものです。公募選定された場合にも、県の補助金の交付対象とならなかった場合には、補助対象となりません。また今後、県が補助制度を変更した場合、金額についても予告なく変更される場合があります。

- ・補助金交付に当たっては、別途、県及び町の補助要綱等に基づいて、補助条件等が付されます。
- ・交付する補助金はそれぞれの整備に係る各年度の予算配当を条件とし、町の予算額を限度とします。よって、補助対象経費を全額交付できないことがありますのでご承知おきください。

(1) 対象補助金 地域医療介護総合確保基金（県）

(2) 対象事業

- ①地域密着型サービス等整備助成事業
- ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(3) 基金の概要（参考：令和6年度の補助基準額）

- ア 対象施設：地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室
- イ 助成単価（補助上限額）：①4,880千円／整備床数、②914千円／定員数

6 応募の手続

(1) 応募書類の提出

ア 受付期間 令和6年8月16日（金）から同年9月20日（金）まで ※土日祝を除く。

イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 受付方法 三股町役場庁舎1階7番窓口（高齢者支援課）に応募申込書を持参してください。

エ 提出書類 別紙1「提出書類一覧表」を参照。

※提出書類は提出一覧表の順番にA4サイズ（図面等はA3版をA4折とする）・左綴じで整理し、フラットファイルに書類を綴って提出してください。表紙及び背表紙は記入例に従って、見本のように貼付してください。また、書類番号のインデックスを貼付ください。（別紙2参照。）

オ 提出部数 正本 1部 副本 9部（合計 10部）

（副本については、証明書等も含めてすべてコピー可とします。）

カ 留意事項

- ・町が定めるスケジュールに従って、指定期日までに応募申請に係る必要書類を提出してください。期日を経過したものや必要書類が整っていないものは受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・事前協議において法的規制上等の問題がある場合は、その問題を解決し又は解決のめどを立てたのちに公募の申し込みを行うようにしてください。

7 審査

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング（日程については書類提出後に個別に通知します。）により行います。
- (2) 本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。
- (3) 応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、協議対象者の決定を行わないことがあります。
- (4) 審査結果は、町のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

8 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、三股町情報公開条例（平成13年町条例第3号）の定めにより、公開する場合があります。
- (5) 選定後の権利譲渡は認めません。
- (6) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合、又は、事業開始までの間に提出書類の内容の変更に重大な支障をきたす場合は、協議対象者として決定を取り消す場合があります。
また、選定された法人が協議対象者としての決定を取り消された場合は、次点の法人を協議対象者とすることがあります。

9 公募スケジュール ※応募法人数等によりスケジュールが変更となる場合があります。

日程	事項
令和6年8月1日（木）	公募要項公表・事前協議受付開始
令和6年8月16日（金）	公募受付開始・質問受付開始
令和6年8月30日（金）	事前協議受付終了
令和6年9月6日（金）	質問受付終了
令和6年9月13日（金）	質問・回答内容をホームページに掲載
令和6年9月20日（金）	公募受付終了
令和6年10月	三股町地域密着型サービス事業予定者選考委員会によるプレゼン及びヒアリング審査
	三股町地域密着型サービス事業予定者選考委員会による事業者選定（意見聴取）
令和6年11月	三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会（意見聴取）
	事業者決定（結果通知および公表）
令和7年度中	着工
	指定申請（事業開始1か月前）
	指定（指定申請後30日以内）と事業開始

10 問合せ先

三股町役場 高齢者支援課 介護高齢者係（庁舎1階7番窓口）

住所：〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

電話：0986-52-9062（直通） FAX：0986-52-9069

E-mail：kaigo-k@town.mimata.lg.jp

【別紙1】提出書類一覧

設置予定者	所在地	
	法人名	
	代表者氏名	
事務担当者	氏名	
	TEL	
	E-mail	

番号	提出書類名	備考	チェック欄	
			提出	町確認
1	公募申請書	様式1		
2	事業計画書	様式2		
3	事業提案書	様式3		
4	法人の登記簿謄本（登記事項証明書）	応募申込日前3か月以内の最新のもの		
5	法人の印鑑証明書	応募申込日前3か月以内の最新のもの		
6	定款又は寄附行為	応募申込日前3か月以内の最新のもの		
7	法人の直近3年間の決算書類			
8	法人概要			
	①事業経歴・実績	任意様式		
	②法人の基本的事項			
	代表者の経歴	様式4		
	管理者（予定者）の経歴	様式5		
	組織体制図	任意様式		
	③法人の概要	パンフレット等		
	④現在運営している介護保険サービスに関する資料（事業内容、事業所概要、特色等）	任意様式		
	⑤納税証明書			
	法人（税務署発行）	納税証明書		
	法人及び代表者（三股町発行）	滞納のない証明書		
	⑥誓約書	様式6		

番号	提出書類名	備考	チェック欄	
			提出	町確認
9	開設予定の事業に関する事項			
	①運営規定	任意様式		
	②事業スケジュール（資金調達、工事、辞任確保等の開設までの日程表）	任意様式		
	③関係機関との協議内容の報告	様式7		
	④事業所開設に係る説明会等の実施報告	様式8		
	⑤従業者の勤務の体制及び勤務体系一覧表	様式9		
10	土地・建物に関する事項			
	①位置図（1万分の1程度）	任意様式		
	②周辺図（1500分の1程度）	任意様式		
	③土地登記簿謄本（登記事項証明書）	応募申込日前3か月以内の最新のもの		
	④建物登記簿謄本（登記事項証明書） ※新設の場合は不要	応募申込日前3か月以内の最新のもの		
	⑤建物用地の現況写真（排水先、接続道路等周辺の状況が確認できるもの）	任意様式		
	⑥建物の現況写真 ※新設の場合は不要	任意様式		
	⑦土地・建物の売買・賃借合意書等の写し ※法人所有の場合は不要	任意様式		
	⑧土地利用計画書	任意様式		
	⑨施設配置図	任意様式		
	⑩建物平面図、立面図	任意様式（様式10）		
⑪建築（増改築）工事概算見積書				
11	資金計画			
	①資金計画書	様式11		
	②収支計画書	様式12		
	③資金確保を称する書類（自己資金：残高証明書借入金：融資確約書、融資予定書等）			
	④備品リスト	任意様式		
12	原本証明書	参考様式1		

【別紙2】

【背表紙の例】

